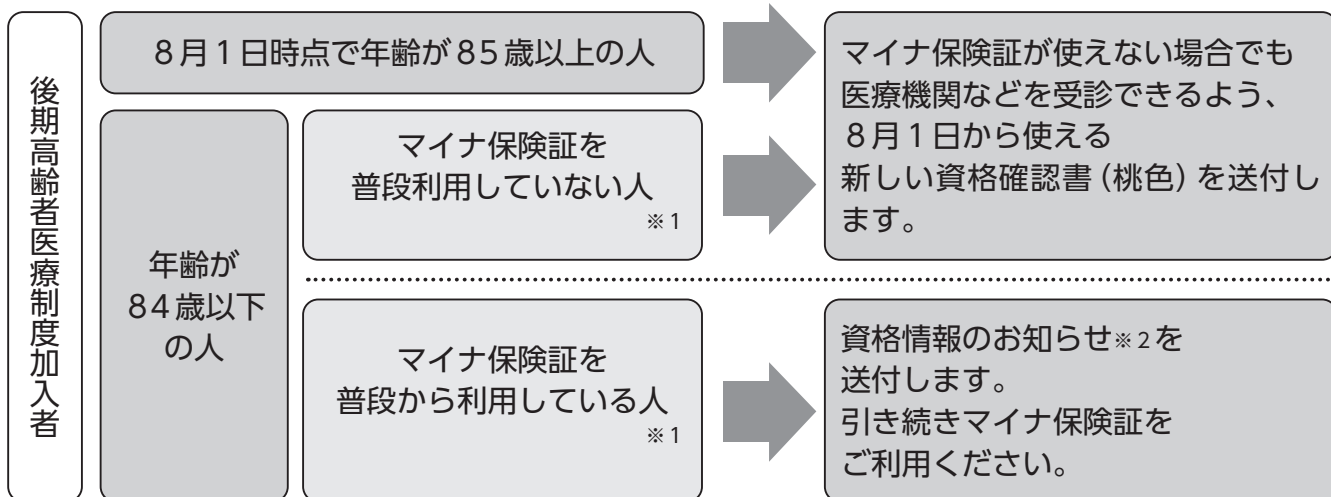


# 後期高齢者医療に関するお知らせ

## 資格確認書(紫色)が8月から変わります

現在お持ちの資格確認書(紫色)の有効期限は7月31日(金)です。これまでは、マイナ保険証の有無に関わらず全員に資格確認書を送付していましたが、8月以降は、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行を進める観点から、運用の見直しが行われます。

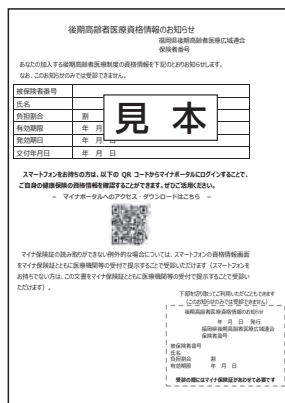


※1：マイナ保険証を普段から利用している人は、以下の条件を**ともに満たす人**です。

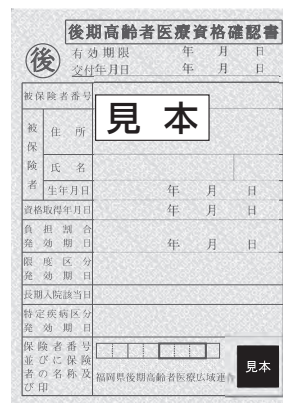
- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している人
- ②概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用している人

※2：ご自身の被保険者資格を簡単に把握できる、A4サイズのお知らせ

資格情報のお知らせは**普通郵便**、  
資格確認書(桃色)は**特定記録(転送不可)**  
で7月下旬に送付します。  
有効期限は、いずれも令和9年7月31日です。



▲資格情報のお知らせ(A4)



▲資格確認書(桃色)

## 資格確認書に限度額の適用区分が併記できます

医療機関の受診時に、限度額の適用区分が併記された資格確認書を提示することで、医療機関での窓口負担を自己負担額までに抑えることができます。資格確認書に限度額の適用区分を併記する場合は役場住民課窓口への申請が必要です。

なお、すでに限度額の適用区分が併記された資格

確認書(紫色)をお持ちの人で、今回資格確認書(桃色)を郵送する人には、引き続き適用区分が併記されています。

また、マイナ保険証で受診する場合は手続きなしに、医療機関での窓口負担を自己負担額までに抑えることができます。

## 自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割、2割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月～翌年7月の1年間の自己負担割合の判定を行います。

同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上である場合には、3割となります。

ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、役場住民課窓口へ申請すれば、自己負担割合は1割または2

割となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合  
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合  
(次の①または②に該当)  
①本人の収入が383万円未満  
②本人と同じ世帯の70歳～74歳の人の収入の合計額が520万円未満

不明な点は、問い合わせください。

## 後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月に送付します

令和8年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は令和7年中の所得金額と令和8年4月1日(4月2日以降資格取得の人は、資格取得日)の世帯状況をもとに算定し、決定します。また、今年度の保険料から子ども・子

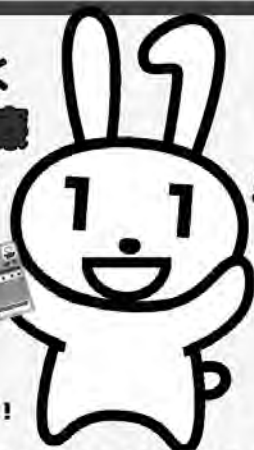
育て支援金分が新たに含まれます。詳細は決定通知書を確認してください(通知書は自治体システム標準化に伴い、令和8年度から様式が変更になります)。

【問い合わせ先】 役場住民課 ☎963-1733 (直) 後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎651-3111

使ってますか?

# マイナ保険証

データに基づくより良い医療を受けられる



突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる

救急時や災害時も安心!

お手元の健康保険証の有効期限が切れたあとは、**マイナ保険証**か**資格確認書**で医療機関・薬局にて受付をしてください。

**マイナンバーカード**には有効期限があります!

- ✓ 電子証明書 ▶ 発行から **5** 回目の誕生日まで
- カード本体 ▶ 発行から **10** 回目の誕生日まで

有効期限の2～3か月前に有効期限通知書(左図)が送付されます。

**余裕をもって更新手続きをお願いします。**

**日曜日にマイナンバーカードの臨時窓口を開設します**


問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733 (直)  
カードの受け取りや申請、電子証明書の更新ができます。


**【日時】** 7月5日(日)  
午前9時～11時30分(要電話予約)

**【場所】** 役場住民課

▲詳細はこちら

**マイナ保険証**について  
詳しくは右の二次元コードから!





厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

※日曜日の臨時窓口では、マイナ保険証との連携手続きはできません。